

平成26年4月使用分から

上下水道料金を統一していきます



合併前の市町村の区域ごとに料金体系が異なっている上下水道料金。この料金を統一するための条例案が平成25年9月の定例会で可決され、平成26年4月1日から施行されます。

これにより、平成26年度から料金の統一を進めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

使用料金計算方法

今回はこの部分を改正します

使用料金

=

基本料金

+

従量料金

■料金統一の背景

上下水道料金の統一は、地区間の格差をなくすため、合併協議会の中で「合併7年目（平成26年度）に料金を統一する」とされていました。

現在は、旧市町村の料金体系をそのまま引き継いでいますが、平成26年度から統一していくものです。

■これまでの経過

料金の統一に向け、市では平成21年5月に「上下水道料金統一検討委員会」を立ち上げました。検討委員会はこれまで7回開催され、料金体系の違いに苦慮しながらも平成22年6月に「検討委員会の意見書」が市長に提出されました。

提出された意見書をもとに市では検討を重ね、平成26年4月1日から基本料金を統一していく予定です。

■料金統一の時期と方法

平成26年4月使用分から基本料金を統一していきますが、平成30年度までの5年間で全地区の基本料金が同一となるように段階的に調整を行います。これは、急激な料金の増減を緩和するためです。

なお、従量料金（基本水量を超えた使用量にかかる料金）の統一については、基本料金が統一される段階的調整期間（平成30年度まで）が終了するまでに検討していく予定です。



上下水道料金(基本料金)の現行と改定後

現 行

水 道

合併前の市町村の区域ごとに、その料金体系を引き継ぎ、水道メーターの口径(大きさ)によって料金を定める「口径別料金」と、家庭用・業務用のように使用の用途によって料金を定める「用途別料金」が混在しています。また、基本料金に含まれる水量についても口径や用途によって差があるなど複雑な料金体系となっています。

基本料金(一般家庭用水道メーター口径13mm、基本水量10³まで) (税別)

村上地区	荒川地区(注1)	神林地区	朝日地区	山北地区(注2)
1,000円	1,100円	1,600円	1,850円	3,000円

(注1) 荒川地区は、メーター使用料を含めた額を表示しています

(注2) 山北地区は、基本水量の設定がないため、10³分の従量料金を加算した額を表示しています

下水道

村上・荒川・山北地区は、基本料金に基本水量を超えた分につき、従量料金が加算される方法です。神林地区については、基本料金の設定がなく、従量料金のみで1³ごとに加算されます。また、朝日地区の基本料金は、1世帯あたり均等割月額を採用し、従量料金は世帯ごとの人数(認定料金)で加算されています。

基本料金(基本水量10³まで) (税別)

村上地区	荒川地区	神林地区(注3)	朝日地区(注4)	山北地区
1,200円	1,800円	2,000円	1,400円	1,900円

(注3) 神林地区は基本料金の設定がないため、10³分の従量料金を表示しています

(注4) 朝日地区については、1世帯あたりの均等割月額を表示しています



5年間で調整

改定後

平成30年度(改定完了年度)基本料金

(税別)

①改定時期

平成26年4月使用分から

②請求開始年月

平成26年6月請求分から

(一部の毎月検針施設は平成26年5月請求分から)

③緩和措置

平成26年度から30年度の5年間で改定(毎年度基本料金の改定率を20%ずつ調整していきます)

④改定完了年度

平成30年度(基本料金のみ)

水 道			下 水 道	
メーター口径	基本水量	基本料金	基本水量	基本料金
13mm	5 ³ まで	1,200円	10 ³ まで	1,500円
	10 ³ まで	1,400円		
20mm	10 ³ まで	1,600円		
		1,800円		
30mm	なし	2,000円		
40mm		3,300円		
50mm		8,000円		
75mm		12,000円		
100mm		18,000円		
150mm		23,000円		

※朝日地区の下水道料金は従量料金の設定がありませんでしたが、今回の改定から他地区と同様に1³当たりの従量料金を設定します

※地区別の現行料金や改定後の年度別料金は、別添のチラシをご覧ください
また市ホームページにも掲載しています

●問い合わせ 水道局管理業務室 (☎66-6190) 下水道課管理業務室 (☎66-6192)